



# テント・シート加工品で設備投資を行うと 税制優遇の申請が出来ます！

中小企業庁が定める「税制優遇措置」にテントシートが対象になりました。

※認定については、通商産業省の最終判断によりますので、必ず優遇が受けられるとは限りません。

## 対象となる中小企業投資促進税制の概要

税制優遇名	生産性向上設備(A類型)
対象設備	テント建築物・シート間仕切り・オーニング等(60万以上、設置費含む)
期間	平成31年3月31日まで (設備取得・利用している事)
税制優遇措置	即時償却又は7%税額控除 (資本金額3千万以下)
対象者	中小企業者等(資本金額1億円以下の法人・農協等) 従業員1000人以下の個人事業主

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。

詳しくは、営業担当にお尋ねください。

テントハウスの総合メーカー

# 山口産業株式会社

### 営業所

- ・東京営業所 TEL.03-5839-2677
- ・仙台営業所 TEL.022-346-7531
- ・北九州営業所 TEL.093-967-3517
- ・福岡営業所 TEL.092-292-1385
- ・北関東工場 TEL.0293-44-6150

### 山口産業株式会社

本社 佐賀県多久市多久町  
3555-120  
www.yamaguchi-kk.co.jp  
info@yamaguchi-kk.co.jp  
TEL.0952-74-2525  
FAX.0952-74-2527

### 販売代理店